

ひとり親家庭のための 応援ガイドブック 2025年度



宇部市

目 次

◆ひとり親家庭のみ ■共通

- 離婚する前に知っておきたいこと…………… 1
- ライフステージからみた子育てのための主な支援…………… 2

相談窓口

- ひとり親家庭等相談窓口…………… 3
- よりそい法律相談…………… 3
- 市民無料法律相談…………… 3
- 法テラス(日本司法支援センター) …… 3
- 福祉なんでも相談窓口…………… 4
- ◆養育費・親子交流の相談…………… 4
- 配偶者等からの暴力・女性の困りごとに関する相談…………… 4
- 女性犯罪被害相談…………… 4
- こども家庭センター(母子保健・児童福祉の一体的相談支援窓口)…………… 4

手当・助成 その他の制度

- ◆児童扶養手当…………… 5
- 児童手当…………… 6
- 妊婦・あかちゃん応援給付金…………… 6
- 特別児童扶養手当…………… 7
- 乳幼児・子ども医療費助成制度 …… 7
- ◆ひとり親家庭医療費助成制度…………… 8
- 未熟児養育医療…………… 9
- ◆JR 通勤定期乗車券の特別割引制度 …… 9
- ◆水道料金の減額…………… 9

住宅に関する制度

- ◆市営住宅・県営住宅の優先入居…………… 9
- ◆母子生活支援施設…………… 9

仕事を探したいとき

■ 宇部公共職業安定所(ハローワーク宇部)	1 0
◆ ハローワーク出張職業相談	1 0
■ 託児サービス付公共職業訓練	1 0
◆ 母子家庭等就業・自立支援センター事業	1 0
◆ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	1 0
◆ 自立支援教育訓練給付金	1 1
◆ 高等職業訓練促進給付金	1 2
◆ 高等職業訓練促進資金貸付制度	1 3
◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1 4

子どもを預けたいとき

■ 保育所	1 5
■ 特別保育	1 5
■ 認定こども園	1 6
■ 幼稚園	1 6
■ 地域学童保育 (学童保育クラブ)	1 6
■ 乳幼児一時預かり事業	1 6
■ ファミリー・サポート・センター	1 6
■ 子育て短期支援事業	1 7
■ 病児・病後児保育	1 7

子どもの学費に関する制度

■ 就学援助制度	1 8
■ 宇部市奨学金制度	1 9
■ 高等学校等就学支援金制度	2 0
■ 私立高等学校授業料等軽減制度	2 1
■ 高等教育(大学、短大、専門学校等)の修学支援制度	2 2
◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	2 3

養育費について

◆ 養育費確保サポート事業	2 4
---------------------	-----

離婚する前に知っておきたいこと

お子さんの気持ちや将来の養育など、あなたの離婚後の生活に必要なことについて、知っておきませんか？



離婚を考えている方へ

～離婚をするときに考えておくべきこと（法務省）～

離婚時に決めておくこと	
親権者	親権者は、未成年の子どもを監護・教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理することになります。これに加え、親権には、子どもが契約する場合の「法定代理人」の立場も含まれています。
子の氏の変更 (名字)	親の離婚後の子どもの氏は、離婚前と同じです。離婚して氏が変わった親と同じ氏にしたいという場合は、子の氏の変更手続きが必要です。 変更するには、居住地の家庭裁判所へ申立てをし、許可が出た後戸籍の届出が必要です。
養育費	養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもが自立するまでに要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。父母ともに親権の有無に関わらず、子どもを育てる責任があり、養育費を分担する義務があります。 子どもの養育費を確実に受け取るためには、養育費に関する取り決めをして、公的な書類に残しておくことが必要です。
親子交流 (面会交流)	離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話をしたり、手紙を送ったりして、定期的・継続的に交流を持つことです。 親子交流が円滑に行われるためには、父母は十分に子どもの利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。
財産分与	離婚するとき、夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与は、離婚後2年を経過すると請求できなくなります。また、借金などマイナスの財産も対象となりますので、注意が必要です。
慰謝料	夫婦の一方の有責行為（不法行為）のため、離婚することになった場合には、慰謝料を請求できる場合があります。
年金分割	厚生年金や旧共済年金に加入している場合、婚姻期間中の厚生年金記録等を当事者間で分割し年金受給額に反映させる制度です。夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外となります。年金分割は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなりますので、注意が必要です。

ライフステージからみた子育てのための主な支援

子どもの年 齢	就学前 (0～6歳)	小学校 (～12歳)	中学校 (～15歳)	高校 (～18歳)	大学等 (18歳～)		
経済 支 援	手 当	妊婦・あかちゃん 応援給付金					
		児童手当					
		児童扶養手当					
		特別児童扶養手当					
	医療費	乳幼児医療 費助成制度	子ども医療費助成制度				
		ひとり親家庭医療費助成制度					
	貸 付	母子父子寡婦福祉資金の貸付					
	子 育 て 支 援	預け先	保育所 特別保育 認定こども園	地域学童保育 (学童保育クラブ)			
			幼稚園 (3歳～)				
			ファミリー・サポート・センター				
病児・病後児保育							
教育費 ・助成			就学援助		高等学校等 奨学金	大学等奨学金	
こどもの 発 達		うべこども家庭センターUbeハピ					

相談窓口

相談窓口	問い合わせ先
<p>ひとり親家庭等相談窓口</p> <p>子育てや就業、養育費確保など離婚前後のひとり親家庭等の様々な悩みに母子・父子自立支援員が一人ひとりに寄り添いながら問題解決のお手伝いをします。</p>	<p>宇部市 こども政策課 (相談室あり)</p> <p>Tel34-8331</p> <p>※要事前予約</p> <p>開設時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)</p>
<p>よりそい法律相談</p> <p>経済的に法律専門家への相談が困難な方を対象に家庭内の争いごとや債務に関することなどの相談に弁護士が無料（同一案件3回まで）で対応しています。</p>	<p>宇部市 地域福祉課</p> <p>福祉総合相談センター</p> <p>Tel34-8393※要予約</p> <p>毎月第4金曜日 13時30分～15時30分</p>
<p>市民無料法律相談</p> <p>金銭貸借、相続、離婚、不動産、近隣トラブルなど家事・民事などで法的な知識を必要とする複雑な問題に対し、弁護士と司法書士が相談に応じる市民無料法律相談、また、相談内容を遺言・相続に絞り、行政書士がその相談に応じる遺言・相続相談会を無料で行っています。</p>	<p>宇部市 市民活動課</p> <p>Tel34-8126</p> <p>＜弁護士相談＞</p> <p>※要予約、受付要件あり</p> <p>原則 毎月第1・3水曜日 13時30分～15時30分 (1人20分)</p> <p>＜司法書士＞</p> <p>※要予約、受付要件あり</p> <p>原則 毎月第2・4水曜日 9時～11時(1人20分)</p> <p>＜行政書士＞ 遺言・相続相談会</p> <p>※要予約、受付要件あり</p> <p>原則 毎月第2土曜日 9時30分～11時30分 (1人30分)</p>
<p>法テラス（日本司法支援センター）</p> <p>経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。</p>	<p>法テラス・サポートダイヤル</p> <p>Tel0570-078374</p> <p>月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)</p>

相談窓口	問い合わせ先
<p>福祉なんでも相談窓口</p> <p>親の介護と子育ての両立が難しい等どこに相談してよいかわからない福祉に関する困りごとをお受けしています。相談員が困りごとの解決方法を一緒に考えます。</p>	<p>宇部市 地域福祉課 福祉総合相談センター</p> <p>Tel.34-8393</p> <p>月曜日～金曜日 8時30分～17時15分</p>
<p>養育費・親子交流の相談</p> <p>養育費の取り決めや親子交流、離婚する前に取り決めたいことなどの相談を行っています。</p>	<p>山口県母子・父子福祉センター</p> <p>Tel.083-923-2490 FAX083-923-2499</p> <p>養育費等相談支援センター</p> <p>Tel.03-3980-4108 フリーダイヤル0120-965-419</p>
<p>配偶者等からの暴力・女性の困りごとに関する相談</p> <p>D V（配偶者やパートナーからの暴力）に関する相談や、女性の相談（人間関係などの不安や悩みなど）を受け付けている、DV 被害者や女性にとって一番身近な相談窓口です。法律相談、心理相談（無料・要予約）も行っています。</p>	<p>宇部市配偶者暴力相談支援センター</p> <p>専用Tel.33-4649 (さあさあ、ヨロシク)</p> <p>受付時間：月曜日～土曜日 9時～16時 (祝日・年末年始を除く)</p>
<p>女性犯罪被害相談</p> <p>性犯罪の相談のほか、ストーカー事案や配偶者暴力事案など、女性が被害者となる犯罪についての相談を受け付けています。</p>	<p>レディース・サポート110 性犯罪被害相談電話全国共通 番号 # 8103(ハートさん)</p> <p>フリーダイヤル 0120-378387</p>
<p>母子保健・児童福祉の一体的相談支援窓口</p> <p>妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の機能が一体的に相談支援を行う体制を整備し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実施します。</p>	<p>うべこども家庭センターUbe ハピ</p> <p>宇部市福祉ふれあいセンター1階 (宇部市琴芝町二丁目4番25号)</p> <p>Tel.31-1732</p> <p>月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)</p>

手当・助成 その他の制度

児童扶養手当（宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051）

ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進するために、父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童がいる場合に支給される手当です。所得制限があります。

◆支給要件

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、児童を監護しかつこれと生計を同じくする父、又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。また、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらない（未婚）で生まれた児童

◆手当が支給されない場合

- ①児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき
- ②申請者や児童が日本国内に住んでいないとき
- ③父又は母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）
- ④児童が父又は母の配偶者と生計を同じくしているとき

※受給者又は対象児童が公的年金等を受給できる場合（対象児童が公的年金の加算対象の場合を含む）には、児童扶養手当額と公的年金等の支給額の差額分が支給されます。

◎手当の月額

	令和7年(2025年)4月分～	
	全部支給	一部支給
児童1人目	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目以降の加算額 (1人につき)	11,030円	11,020円～5,520円

※本人及び扶養義務者等の所得や扶養親族等の数に応じて、手当額を算定します。

○障害基礎年金等との供給調整の見直し

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払い分）から、児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として支給できるようになりました。

児童手当（宇部市子ども政策課 TEL34-8330 FAX22-6051）

高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

◎手当の月額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」とは、大学生年代までの子（22歳到達後最初の3月31日まで）で養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

妊婦・あかちゃん応援給付金（国の妊婦支援給付金） （宇部市子ども支援課 TEL31-1732 FAX21-6020）

子育て世代が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、伴走型相談支援とともに経済的支援が実施されます。

対象者には申請書等交付されます。

- ◆対象者：市内に住所を有する妊婦
- ◆支給に必要な手続・支給額

区分	支給に必要な手続	支給額
妊婦応援給付金	妊婦は妊娠届出時に申請を行い、妊婦給付認定を受ける	5万円
あかちゃん応援給付金	妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。 (原則、乳児全戸訪問後)	妊娠している 子どもの人数 ×5万円

特別児童扶養手当（宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051）

身体や精神に政令で定める程度の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）に支給されます。所得制限があります。

※児童福祉施設入所中（入院は除く）や児童が障害を支給事由とする公的年金受給中の場合は支給されません。

◎手当の月額

区分	令和7年(2025年)4月分～
1級（重度障害児）	56,800円
2級（中度障害児）	37,830円

乳幼児・子ども医療費助成制度

（宇部市こども政策課 TEL34-8332 FAX22-6051）

子育て世帯が安心して子どもを生み育てられるよう、宇部市に住む子どもの医療費の自己負担分を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな育成を図ることを目的としています。

◆対象者：市内に居住地を有し、健康保険制度に加入する児童

ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる方

	乳幼児	子ども
助成対象期間	小学校就学前まで (満6歳に達する日以後最初の3月31日まで)	小学1年生から高校3生年代まで (満18歳に達する日以後最初の3月31日まで)
助成の制限	所得制限なし ※県制度には所得判定があり、その基準を超えときは市独自制度となります。	所得制限なし
助成の方法	受給者には福祉医療費受給者証を交付します。 ・県内の医療機関で受診するときは、受付時に医療機関の窓口で提示してください。	
助成の範囲	児童の加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分（入院時の食事療養費に係る自己負担分は除く）を助成します。 学校管理下でのけが等でスポーツ振興センターの災害給付制度が適用できる場合は、対象外となります。	
一部負担金	無料	
有効期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで	

ひとり親家庭医療費助成制度

(宇部市子ども政策課 TEL34-8332 FAX22-6051)

ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成することにより、母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

◆対象者

市内に居住地を有し、健康保険制度に加入している方で、

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する

ひとり親家庭等の母又は父及び当該児童

イ 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある父母のない児童

※ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる方

※18歳の年度末を過ぎても、定時制高校や通信制高校に在学中の場合は延長受給を申請できる場合がありますのでお問い合わせください。

助成の制限 (所得制限)	母又は父、児童及び扶養義務者全員が市区町村民税所得割非課税であること。 扶養義務者…住民票の世帯上ではなく、実際に児童と同居している親族のうち、直系親族および兄弟姉妹 ※年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）1人につき課税額から19,800円を控除して判断します。 ※16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき課税額から7,200円を控除して判断します。 ※所得制限は毎年8月に見直しをしますので、所得制限を超えていて前年度受給できなかった方はお問い合わせください。
助成の方法	受給者には福祉医療費受給者証を交付します。 ・県内の医療機関で受診するときは受付時に医療機関の窓口にて提示してください。 ・県外の医療機関で受診したとき、又は受給者証を持参せず医療費を支払ったときは払戻しができます。
助成の範囲	母又は父及び児童の加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分（入院時の食事療養費に係る自己負担分は除く）を助成します。 学校管理下でのけが等でスポーツ振興センターの災害給付制度が適用できる場合は、対象外となります。
一部負担金	無料
有効期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで ※助成の開始日は、申請した日の属する月の初日から（離別や死別等の事由日が月の途中の場合は、事由日から）

未熟児養育医療（宇部市こども政策課 TEL34-8332 FAX22-6051）

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関において入院を必要とする乳児に対して、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

課税額に応じた自己負担金があります。ただし、福祉医療費助成制度を受給している方は、自己負担金を福祉医療費から充当することができますので、実質の負担はありません。

市内の指定養育医療機関：山口大学医学部附属病院

JR 通勤定期乗車券の特別割引制度

（宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051）

児童扶養手当を受けている世帯の方が、JR の通勤定期（鉄道のみ）を必要とする場合、3 割引きで購入できます。児童の通学は該当ではありません。

水道料金の減額（宇部市水道局営業課 TEL21-2295 FAX21-2172）

水道メーターの口径が13mm の世帯で、ひとり親世帯（児童扶養手当受給中）の場合、基本料金から一定額が減額されます。

住宅に関する制度

市営住宅・県営住宅の優先入居

市営住宅：宇部市営住宅等指定管理者アジア JV TEL37-0211 FAX31-0566

県営住宅：（一財）山口県施設管理財団県営住宅管理事務所 宇部支所

TEL37-0878 FAX35-0233

20歳未満の親族を扶養している母子・父子世帯には、抽選方法等の優遇措置があります。

母子生活支援施設（宇部市こども支援課 TEL34-8447 FAX21-6020）

18歳未満のこどもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、こどもの養育を十分できない場合に、こどもと一緒に入所できる施設です。母子の自立にむけて総合的に支援します。

仕事を探したいとき

相談窓口	問い合わせ先
宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部） 就職を希望する方に対し、きめ細やかな職業相談及び職業紹介を実施します。	ハローワーク宇部 TEL31-0164(44#)
ハローワーク出張職業相談 児童扶養手当を受給している方で就職を希望している方に対してハローワーク職員による出張相談を行っています。	宇部市 こども政策課 毎月第2・4火曜日 13時30分～15時 ※要事前予約 TEL0836-34-8331
託児サービス付き公共職業訓練 失業中の方等であって、訓練受講後の就職を目指す方に対して、技能・知識・資格を付与するための訓練を実施します。	ハローワーク宇部 TEL31-0164(42#) 東部高等産業技術学校 TEL0834-28-2233 西部高等産業技術学校 TEL083-248-3505
母子家庭等就業・自立支援センター事業 ひとり親家庭の父母及び寡婦の方が就業により自立できるように、就業相談を実施したり、就業情報の提供やアドバイスを行う等により、就業に向けてのお手伝いをします。（随時、出張相談も行っています。）	山口県母子・父子福祉センター TEL083-923-2490 FAX083-923-2499

母子・父子自立支援プログラム策定事業

（宇部市こども政策課 TEL34-8331 FAX22-6051）

ひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより個々のニーズに応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定するとともにアフターケアまで実施します。

自立支援教育訓練給付金

(宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した方に、受講費用の最大85%相当を給付します。(給付金には上限と下限があります。)

※雇用保険法の①一般教育訓練給付金または②特定一般教育訓練給付金もしくは③専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合は差額を支給します。(差額が1万2千円を超えない場合は教育訓練給付金の支給はありません。)

◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方。

- ・「母子・父子自立支援プログラム」の策定等の支援を受けている方
- ・講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に本事業による教育訓練給付金を受給していない方

◆対象講座

- ・雇用保険法等の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

◆支給額

(ア)上記①または②の支給を受けることができない方：受講料の60%

(上限20万円)

(イ)上記③の支給を受けることができない方：受講料の60%

(上限40万円×4年)

訓練修了後1年以内に資格取得し就職等した場合：受講料の25%

(上限20万円×4年)

(ウ)上記①、②または③を受けることができる方：(ア)から①または②を、(イ)から③を差し引いた額

高等職業訓練促進給付金

(宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、高度な技能（看護師、理学療法士、歯科衛生士など）取得のために養成機関で6か月以上修業する場合に、修業する全期間について（上限4年で、留年期間は除く）毎月、訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

※6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野（Web クリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）の取得の場合も対象となります。

※通信制は原則対象外です。

◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方（所得水準を超えた場合であっても、1年間に限り引き続き対象となります。）
- ・養成機関で6か月以上修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ・高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方

◆対象資格

看護師、准看護師、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師、歯科衛生士、言語聴覚士 など

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

◆支給額

①訓練促進給付金（4月分から7月分までは、前年度の市民税の課税状況で判定）

- 同住所世帯全員の市民税が非課税である場合 月額 100,000円
 - 同住所世帯のどなたかの市民税が課税である場合 月額 70,500円
- ※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については
40,000円増額

②修了支援給付金

- 同住所世帯全員の市民税が非課税である場合 卒業時 50,000円
- 同住所世帯のどなたかの市民税が課税である場合 卒業時 25,000円

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

(社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 TEL083-924-2813)

資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して「**(1) 入学準備金・就職準備金**」を、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対して「**(2) 住宅支援資金**」をお貸しする制度です。

◆対象者

(1) 市内に居住する、高等職業訓練促進給付金の受給者

※入学準備金は、養成機関に入学した年度内のみ申請可能

※就職準備金は、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職した方

(2) 「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、就職又はより高所得が見込まれる仕事に転職しようとするひとり親

◆貸付額

(1) 入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内

(2) 家賃の実費（上限4万円）×12月以内

◆金利

(1) 連帯保証人を立てる場合は無利息（連帯保証人を立てない場合は年1%）

(2) 無利息

◆免除

(1) 資格取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、山口県内で5年間引き続き業務に従事した場合は貸付金の返済が全額免除。

(2) 貸付を受けた日から1年以内に就職又は転職等をし、1年間引き続き業務に従事した場合は貸付金の返済が全額免除。

◆申請手続き

貸付を希望される場合は、山口県社会福祉協議会まで、まずご相談ください。貸付対象者となる場合は、申請に必要な書類等をお渡します。なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(宇部市子ども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対象講座を受講し、修了した場合、また高卒認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は児童で、次のすべてに該当する方。

- ・「母子・父子自立支援プログラム」の策定等の支援を受けている方
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・原則として過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受給していない方

◆対象講座

民間事業者等が実施する高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で市長が適当と認めたもの。

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

◆支給額

(1) 通信制の場合

- ①受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③合格時給付金：受講費用の1割（①②合わせて上限15万円）

(2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ①受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③合格時給付金：受講費用の1割（①②合わせて上限30万円）



子どもを預けたいとき

保育所（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育を必要とする場合に、保護者に代わり保育することを目的とした児童福祉施設です。入所を希望される方は、申込受付期間内に必要書類を揃え手続きをしてください。保育所入所の認定には、一定の条件を満たしている必要があります。

詳細は、市ウェブサイト又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

■市ウェブサイトの「保育所への入所」ページへアクセスできます。

(ウェブ番号：1003693) →



特別保育（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

◆一時預かり事業（一般型）

宇部市に住民票を有し、保育所等を利用していない方が、一時的に保育を必要とするときに、保育所でお預かりして保育を行います。

利用を希望される方は、各施設で事前登録・予約が必要です。

◆一時預かり事業（休日型）

認可保育施設に在籍している方が、日曜日・祝日に仕事のため一時的に保育を必要とするときに、保育所でお預かりして保育を行います。

利用を希望される方は、神原保育園で事前登録・予約が必要です。

詳細は、市ウェブサイト又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

■市ウェブサイトの「一時預かり保育」ページへアクセスできます。

(ウェブ番号：1012877) →



◆延長保育

各保育所で定められた保育標準時間及び保育短時間を超えて保育を必要とするときに、保育所でお預かりして保育を行います。

保育料とは別に利用料が必要です。

※「一時預かり事業(休日型)」と「延長保育」は保育所に在籍している児童が対象となります。



認定こども園（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼稚園機能部分では、満3歳から小学校就学前までの子どもの教育を行い、保育所機能部分では、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、0歳から小学校就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。

入園を希望される方は、幼稚園機能部分については希望の施設へ、保育所機能部分については、保育幼稚園課へお問い合わせください。

- 市ウェブサイトの「幼稚園・認定こども園」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1021578）



幼稚園（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8327 FAX22-6051）

幼稚園は、満3歳から就学前の子どもが通う教育機関で、遊びを通じて社会性を育み、基本的な生活習慣や規則を学ぶ場所です。

入園を希望される方は、希望の施設へ直接お問い合わせください。

- 市ウェブサイトの「幼稚園・認定こども園」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1021578）



地域学童保育（学童保育クラブ）

（宇部市保育幼稚園課 TEL34-8329 FAX22-6051）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校及び特別支援学校の小学部に就学している児童のため、放課後又は長期休業期間（夏休み等）に、適正な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図っています。

詳細は、市ウェブサイト又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

- 市ウェブサイトの「学童保育クラブ」ページへアクセスできます。（ウェブ番号：1003664）



乳幼児一時預かり事業（わらべや）

（なないろキッズ TEL080-4553-6327）

理由がなくても利用できる一時預かりです。（事前予約制）

利用できる曜日 月・火・木・金（祝日はお休み）

利用できる時間 10時～15時 1時間600円／1時間単位での申し込み

利用できる年齢 宇部市在住の生後3か月から3歳まで



宇部ファミリー・サポート・センター

（運営団体 学校法人Y I C学院 TEL080-9130-4272）

「子育てを手伝ってほしい会員（0歳から小学6年生までの子どもを持つ家庭の人）」と「子育てを手伝いたい会員」のマッチングを行い、会員相互のサポート活動（有料）の橋渡しを行っています。



子育て短期支援事業（宇部市こども支援課 Tel34-8447 FAX21-6020）

家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的にこどもを養育することができなくなった場合に、こどもが実施施設（または里親）を短期間利用できるサービスです。

- ・短期入所（ショートステイ）…利用期間は原則7日以内
- ・夜間養護（トワイライト）…夕方からの利用
- ・休日預かり（デイサービス）…休日の昼間の利用

病児・病後児保育（宇部市こども政策課 Tel34-8332 FAX22-6051）

病気や病気の回復期にあるお子さんが、保育所、幼稚園及び小学校で集団保育等ができず、保護者の勤務等の都合により家庭で保育ができない場合に、ご家族に代わってお子さんを一時的に保育します。

◆**対象年齢** 山口県内に住所を有する乳幼児又は小学生

◆**保育日** 月曜日～金曜日 8:00～18:00 ※祝日、休診日等はお休みです。
※土曜日の保育については、各施設にお問い合わせください。

◆**保育料** 1日2,000円（保育時間を過ぎた場合は延長料が必要となります。）

※保育料の減免制度…宇部市に住所を有する方で、下記に該当する方は減免制度（1回1,000円）があります。

- ・生活保護世帯→利用時に生活保護費受給者証を提示してください。実施施設で減免します。
- ・市民税又は所得税非課税世帯→宇部市こども政策課で減免の申請をしてください。

＜申請時期＞ 利用後随時（翌年度4月10日まで）

◆**利用の手続き** ①利用者登録 実施施設又は宇部市こども政策課で登録手続きをしてください。利用時に実施施設での登録も可能です。利用年度毎に登録が必要となります。

②利用申込 登録した施設へ事前に予約してください。

◆実施施設

施設名称	住所	電話番号	
鈴木小児科病児保育所 すくすくハウス	今村北四丁目26番15号	Tel54-4539	鈴木小児科 Tel51-1100
金子小児科病児保育室 かねこキッズルーム	上町一丁目6番16号	Tel22-8839	金子小児科 Tel22-0006
よしもと小児科病児保育室 くまさん保育室	中尾一丁目7番10号	Tel22-0557	よしもと小児科 Tel22-0555
かわかみ整形外科・小児科 クリニック病児保育園 キディハウスにここ	野原一丁目5番6号	Tel36-2525	かわかみ整形外科・ 小児科クリニック Tel37-3700
松岡小児科病児・病後児 保育施設 スマイル	西宇部南四丁目6番7号	Tel45-1313	松岡小児科 Tel41-8005

子どもの学費に関する制度

就学援助制度（宇部市教育委員会教育総務課 TEL34-8604 FAX22-6066）

小中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

◆対象者 次のいずれかに該当する方で援助の申請をした方

- 1 当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた方
- 2 経済的理由により生活状態が悪く、就学困難と認められる方
 - ※2月～5月の申請者は令和5年中（1月～12月）の所得、6月以降の申請者は令和6年中（1月～12月）の所得で判定します。
 - ※生活保護費（教育扶助）受給者は、申請不要で、修学旅行費のみ援助します。
 - ※7月末までに申請して認定となった方は、4月分から援助の対象になります。8月以降は申請月から援助の対象になります。
 - ※4月に小・中学校に入学される方を対象に、申請受付を12月に前倒して、入学準備金を入学前（2月）に支給しています。

◆援助の内容

1 学用品費等

種類	援助額
学用品費	定額 ※学期に1度。学校で集金される教材費と同額ではありません。
入学準備金	定額 ※新1年生で、4月1日付け認定者が対象。2月に前倒して支給した方には、重複しての支給はありません。
通学費 （※宇部市内の公立学校のみ）	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の公共交通機関の運賃実費（通学定期券等で当該経路及び費用の証明ができるもの。限度額あり。） ※片道の通学距離が児童で4キロメートル以上、生徒で6キロメートル以上の場合が対象 ※特認校以外の校区外通学は対象となりません。 ※特別支援学級児童生徒は距離を問いません。
修学旅行費	実費(限度額あり) ※修学旅行に参加した時点での認定者が対象
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	交通費・見学料の実費（限度額あり） ※校外活動（宿泊を伴うもの）に参加した時点での認定者が対象

2 学校給食費（※宇部市立の小中学校へ通う児童生徒の保護者のみ） 学校給食に要する経費（現物支給）

◆申請手続き

原則オンラインで受け付けます。ただし、転入された方やオンライン申請が困難な方は、教育委員会教育総務課または宇部市立の小・中学校にて受け付けます。詳しくは、ウェブサイト（ウェブ番号1003569）を御確認ください。

※郵送での受付は行っていません。

宇部市奨学金制度（宇部市教育委員会教育総務課 TEL34-8604 FAX22-6066）

経済的に困難な状況にありながら強く学ぶ意欲のある生徒を励ますため、「宇部市奨学基金」を設置し、高等学校又は高等専門学校への入学時に、10万円の奨学金を給付しています。

◆対象者

次のすべての要件に該当する人

- ・高等学校又は高等専門学校へ入学する者
- ・市内に住所があり、在学する中学校長から推薦された者
- ・向学心に富み有能な資質を持つ者

* 上記により推薦された者の中から、選考審査会を経て受給者を決定します。

◆申し込み方法

- ・申し込み期間・・・毎年1月の下旬～2月の中旬頃
- ・申込み先・・・在籍している中学校

高等学校等就学支援金制度

●高等学校等の授業料支援

【国】高等学校等就学支援金									
対 象	<p>高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の世帯年収が910万円程度以上の方 ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方 ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途計算）を超えた方 								
支給額	<p><国公立高校></p> <p>公立高校授業料相当額（年額118,800円）、国公立高校は授業料負担が実質0円になります。</p> <p><私立高等学校等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得要件</th> <th>支給上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯年収590万円未満程度</td> <td>33,000円/月</td> </tr> <tr> <td>世帯年収590～910万円未満程度</td> <td>9,900円/月</td> </tr> <tr> <td>世帯年収910万円程度以上</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>	所得要件	支給上限額	世帯年収590万円未満程度	33,000円/月	世帯年収590～910万円未満程度	9,900円/月	世帯年収910万円程度以上	対象外
	所得要件	支給上限額							
	世帯年収590万円未満程度	33,000円/月							
	世帯年収590～910万円未満程度	9,900円/月							
世帯年収910万円程度以上	対象外								
URL(国)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm								
申 込	進学先の高校（入学時の4月頃 在学生7月頃）								
問合せ先	進学先の高校								

●高等学校等の授業料以外の教育支援

【国】高校生等奨学給付金			
対 象	A：生活保護世帯 B：住民税所得割が非課税の世帯		
対象学校	高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など(国公立、私立)		
支援内容	世帯別	国公立	私立
	生活保護世帯（全日制等・通信制）	32,300円	52,600円
	非課税世帯（全日制等）※第1子	131,500円	152,000円
	非課税世帯（全日制等）※第2子以降	143,700円	152,000円
	非課税世帯（通信制・専攻科）	50,500円	52,100円
	年収270万円～380万円未満世帯（専攻科）	10,100円	10,420円
年収380万円～600万円未満の多子世帯（専攻科）	10,100円	10,420円	
URL(国)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm		
問合せ先	国公立	山口県教育政策課 TEL083-933-4510	
	私立	山口県学事文書課 TEL083-933-2138	

私立高等学校授業料等軽減制度（山口県学事文書課 TEL083-933-2138）

山口県では、私学の多様な教育を選択し、安心して学べる環境づくりを推進するため、県内の私立高等学校（全日制）又は高等専修学校（大学入学資格付与校）に在学する生徒を対象として、学校を通じて授業料等と入学時納付金の助成を行います。

◆対象となる生徒及び減免上限額

対象となる生徒 (保護者等が次のいずれかに該当するもの)		減免上限額
授業料等	(1)生活保護法による被保護者	1,650円/月
	(2)高等学校等就学支援金の加算とならない生徒のうち世帯年収590万円以上610万円未満程度	6,600円/月
入学時納付金	保護者等が上記の(1)または世帯年収350万円未満程度に該当する場合	70,000円

※入学時納付金は、新入生（私立高等学校の専攻科及び高等専修学校を除く）が対象です。

◆申請方法等

- (1)申請先：各私立高等学校等
- (2)この制度は、山口県ひとづくり財団等の奨学金制度と併せて利用できます。
- (3)詳しいことは、各私立高等学校等へお問い合わせください。

高等教育（大学、短大、専門学校等）の修学支援制度

日本学生支援機構 給付型奨学金					
内 容	住民税非課税世帯の学生等に対して、奨学金が給付される制度です。				
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入や資産の要件を満たしていること。 <li style="padding-left: 20px;">※世帯構成や収入などに応じて、支援額の区分が決まり、区分により支援額が異なります。 <li style="padding-left: 20px;">（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉、それに準ずる世帯〈第Ⅱ～Ⅳ区分〉） ・基準を満たす世帯収入は、家族構成等により異なります。 ・進学先で学ぶ意欲がある学生であること。 				
給付額 (月額)	住民税非課税世帯(第Ⅰ区分) の場合				
	区分	自宅通学	自宅外通学		
	大学・短期大学	国公立	29,200円	66,700円	
	専修学校(専門課程)	私立	38,300円	75,800円	
	高等専門学校 (4年・5年)	国公立	17,500円	34,200円	
	私立	26,700円	43,300円		
	詳しくは、「給付奨学金」 日本学生支援機構 奨学金ホームページをご覧ください。				
問合せ先	高校、進学先の大学				
授業料・入学金の免除・減額					
内 容	給付型奨学金の対象者は進学先の大学等へ申し込むことで授業料等の免除・減額を受けられる可能性があります。対象校は国等の要件を満たす学校です。				
減免・減額 (年額)	住民税非課税世帯(第Ⅰ区分) の場合 (多子世帯(税法上の扶養する子どもが3人以上の世帯)は、所得制限なく受けられます。)				
	区分	国公立		私立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
	大学	28万円	54万円	26万円	70万円
	短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
	高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
	専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円
	(支援額は単位未滿を四捨五入しています)				
問合せ先	進学先の大学等				

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（事前予約要）

（宇部市子ども政策課 TEL34-8331 FAX22-6051）

母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭等の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金等の各種資金をお貸しする制度です。

◆対象者

母子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又はその児童

父子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父又はその児童

寡婦福祉資金：寡婦の方、40歳以上の配偶者のない女子（独身者は含まない）（現に子を扶養していない場合は、所得制限があります。）

◆貸付金の種類

就学支度資金、修学資金、技能習得資金等

◆貸付要件

(1)借受人（申請できる方）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない20歳未満の児童

※修学資金を借りる場合は、対象となる児童（子）が連帯借受人となり、連帯して債務を負担します。

(2)その他の要件

それぞれの貸付金ごとに、貸付を行うにあたっての要件を定めています。くわしくは、宇部市子ども政策課までお問い合わせください。

◆償還（返済）方法

貸付前に償還（返済）期間を定めていますので、その範囲内で、原則、月賦方式で指定する口座から引き落としします。

◆申請手続き

貸付を希望される場合は、宇部市子ども政策課で、まずご相談ください。貸付の対象となる場合は、申請に必要となる書類等をお渡します。なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。

※事前相談から申請まで1カ月程度、申請から振込まで1カ月かかるので、余裕を持ってご相談ください。

養育費について

◆養育費の支払いは、親としての義務です。

離婚により親権者でなくなった親も、また、子どもと離れて暮らすこととなった親も親であることに変わりはありませんから、自分と同じ水準の生活ができるようにする強い義務（生活保持義務）があります。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

◆養育費の取り決めは書面で行いましょう。

養育費の額、支払い方法など、できるだけ具体的に決めておきましょう。取り決めた内容については、書面に残しておきましょう。また、支払われない場合に強制執行の申立てができるよう公正証書等しておくことをお勧めします。

養育費は、離婚時に取り決めができなくても、未成熟子である間は、いつでも取り決めが可能です。また、事後的な事情の変更がある場合は、取決めた養育費の額の変更を求めることができます場合があります。

養育費確保サポート事業

(宇部市子ども政策課 TEL34-8331 FAX22-6051)

養育費に関する公正証書等の作成や強制執行の申立てに必要な費用を補助します。

※「ひとり親家庭等相談窓口」での事前相談が必要です。【要予約】

①弁護士による法律相談（相談時間：1回30分 ※オンラインでの相談可）

養育費などの離婚前後の諸問題について、法律相談が無料で受けられます。

②公正証書、調停・審判申立費用の補助

- ・対象者：養育費に関する公正証書等を作成された方
- ・補助対象：公正証書の取り決めに係る公証人手数料など
家庭裁判所の調停、審判申立に要する収入印紙代など

③強制執行申立費用の補助

- ・対象者：養育費の取り決めについて、公的書類(債務名義)をお持ちの方
- ・補助対象：強制執行申立にかかる弁護士等の着手金
- ・補助対象：強制執行申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代など

④調停手続きの案内

山口家庭裁判所と市役所をオンラインでつなぎ、家事調停(離婚、養育費請求など)に関する制度説明や手続き案内が受けられます。

2025年4月発行

宇部市 こども未来部 こども政策課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8331

FAX 0836-22-6051